

## 堺市災害対策本部会議（台風 21 号） 次第

平成30年9月13日（木）午前8時45分

於：本館4階秘書課会議

### 1. 被害及び対応状況の報告

- (1) 被害状況 … 資料1
- (2) 家屋被害認定調査の申請受付と実施状況について … 資料2
- (3) 要支援者の安否確認状況について … 資料3
- (4) ブルーシートの配布について … 資料4
- (5) 災害ごみの収集状況について … 資料5
- (6) 災害見舞金の支給開始について … 資料6
- (7) その他 支援メニューについて … 資料7

### 2. 新たな対応について

- (1) 住宅の提供について … 資料8
- (2) 応援ボランティアセンターの設置について … 資料9

### 3. 今後の体制について

被害状況（9月12日時点）

○人的被害

- ・死者 1名
- ・重傷 1名
- ・軽傷 33名

○住家被害

- ・屋根外壁などの破損・汚損等、住家に関する被害：86件

○その他被害

- ・信号機やカーブミラー等、交通安全施設の破損：112件
- ・屋根材や看板等、飛来物による通行障害：248件
- ・街路樹や公園の倒木等、その他被害：578件

○市管理施設の被害

- ・教育関係施設（小中学校など）：151施設
- ・庁舎関係（本庁舎、区役所、保健センターなど）：13施設
- ・市営住宅：49棟（132棟のうち）
- ・文化、スポーツ施設（博物館、体育館など）：14施設

# 資料2

堺市災害対策本部会議(H30.9.13)資料

## □台風21号に係る罹災証明受付等の状況(平成30年9月12日現在)

財政局 税務部

	受付件数										調査件数	
	堺区	中区	東区	西区	南区	北区	美原区	合計	累計	日計	累計	
9月4日 火	4	8	2	4	9	10	3	40	40	0	0	
9月5日 水	76	104	53	65	62	69	21	450	490	2	2	
9月6日 木	63	92	33	84	52	62	30	416	906	2	4	
9月7日 金	115	89	95	164	66	87	29	645	1,551	10	14	
9月8日 土	48	24	14	48	23	23	20	200	1,751	0	14	
9月9日 日	19	32	9	31	14	17	6	128	1,879	0	14	
9月10日 月	144	154	54	219	100	90	29	790	2,669	5	19	
9月11日 火	90	119	59	137	80	74	25	584	3,253	34	53	
9月12日 水	80	82	42	119	67	52	28	470	3,723	40	93	
計	639	704	361	871	473	484	191	3,723				

	調査結果					
	全壊	大規模半壊	半壊	半壊にいたら ない	建築物 (附属物)	非住家
	1			1		
			1	1		
				10		
			1	4		
現在、評価中です。						

※9/11、9/12調査分については、現在被害の状況を評価中であるため、未記載となっております。

【9月11日 報道提供】  
 ・家屋の被害が「半壊にいたらない」程度の場合、自己判定方式(写真判定方式)を導入。  
 ・9月10日までの受付分については、自己判定方式(写真判定方式)の希望の有無について、順次確認。

## ■要支援者の安否確認状況について

避難行動要支援者の安否確認にあたっては、正確な停電情報がないことから、9月4日の避難所開設時に指定避難所が停電している校区を中心に、各区が有する停電情報等を加味して、確認対象者とした。

安否確認は、各区の保健福祉総合センターがまず電話で確認を行い、電話が不通の場合に職員が訪問して無事を確認した。加えて、民生委員児童委員の皆様が自主的に安否確認を行っていただいたことにより、その情報を得て無事を把握できた地域もあった。

なお、この安否確認を行った間に、体調不良で区役所へ来庁した方や救急隊へ要請を行った方はいない。

9月7日17時現在の停電地域においては、避難行動要支援者一覧表掲載者はいない。

確認対象者数：4,787名

安否確認状況：

①市職員の電話により確認できた方	2,041名
②市職員の訪問により確認できた方	156名
③民生委員児童委員の皆様により確認できた方	183名
合計	2,380名

※「確認対象者数」－「安否確認できた方の合計」＝2,407名は、停電でなかった地域や停電が解消した地域に住んでおられることが確認できた数

【資料4】

ブルーシート配布状況

(平成30年9月台風21号関連)

全市配布数	7377
-------	------

	区への配送数	市民への配布数
堺区	1189	1183
中区	1674	1543
東区	950	809
西区	1690	1627
南区	1400	1265
北区	710	621
美原区	400	329
合計	8013	7377

2018/9/11 17:30 現在

【協力者一覧】

	(寄付枚数)
(株)クボタ	50
(株)横河ブリッジ	50
JA大阪南	150

	(提供枚数)	
大阪府	200	
四日市市	786	災害時相互応援協定
鳥取県	1950	関西広域連合

## 【資料5】

### 台風21号に伴う災害ごみの対応について（実績）

環境局 環境事業部

#### ●災害ごみ受付件数

項目	件数	備考
環境事業部での受付件数 (自治会等の集積ごみ)	約1,720件	9/10まで
環境事業部以外での受付件数 (建設局、区役所等)	約715件	9/10まで
粗大ごみ受付センター (市民が対象)	約5,800件	9/5～12日受付分
清掃工場自己搬入分 (東工場及び臨海工場)	1,139台 (約203t)	9/5～11日 搬入台数
清掃工場搬入分(公共無料分) 【環境事業部・公園・区役所等】	287台 (約218t)	9/5～11日 搬入台数
合計	9,661件(台)	-

※収集量(重量)は不明(自己搬入以外)

※最終処分場への瓦礫搬入分は含まない。

※生活ごみ(可燃ごみ)での収集分は含まない。

## 【資料6】

### ○見舞金の支給について

#### ■ 見舞金の支給開始について

- ・罹災証明書の発行後、各区役所において見舞金の受付を開始します。

#### ■ 住家被害に対する見舞金

##### 【複数人世帯】

区分	1世帯当たりの見舞金の額
全壊、全焼、流出	50,000円
半壊、半焼	30,000円
床上浸水、土砂のたい積、火災による水損	20,000円

##### 【単身世帯】

区分	1世帯当たりの見舞金の額
全壊、全焼、流出	30,000円
半壊、半焼	20,000円
床上浸水、土砂のたい積、火災による水損	10,000円

※住家被害の他、弔慰金及び負傷見舞金の支給があります。

台風21号被害に対する支援内容 一覧

【資料7】

平成30年9月12日 午前11時 現在

支援内容（事業名）	概要	申請 （問い合わせ） 窓口	電話番号	FAX番号
マンション等の断水について	停電が発生したことにより、受水槽を使用するマンション等の建物で断水が発生しているため、給水支援を行っています。 ※支援内容については、日により変更があるため、右記電話番号が堺市上下水道局HPでご確認ください。	上下水道局お客様センター	0570-02-1132（ナビダイヤル） 又は072-251-1132	252-4132
避難所について	停電及び停電に伴う断水等について、状況に応じ、区役所内でトイレ・水道水・待機スペースの提供を行う。	各区役所企画総務課	堺中 228-7403 堺東 270-8181 堺西 287-8100 堺南 275-1901 堺北 290-1800 美原 258-6706 美原 363-9311	堺中 228-7844 堺東 270-8101 堺西 287-8113 堺南 275-1915 堺北 290-1814 美原 258-6817 美原 362-7532
家屋の被害認定調査（り災証明書受付）	家屋の被害認定調査を実施し、被害程度の判定を行います。（り災証明書発行に必要な調査です。お電話でお申し込みください。来庁不要。）	固定資産税課	堺担当 231-9761 中・東担当 231-9762 西・南担当 231-9763 北・美原担当 231-9764	251-5633
ブルーシートの配布 （危機管理室配布分は9月11日（火）終了。各区役所が独自に配布するケースあり）	被害を受けた住宅の緊急な修繕や保全を目的として、ブルーシートを配布します。 （対象となる方） 住家に被害があり、緊急に必要な方 ※個人に限ります。 （配布枚数） 原則として、1世帯1枚	各区役所企画総務課	堺中 228-7403 堺東 270-8181 堺西 287-8100 堺南 275-1901 堺北 290-1800 美原 258-6706 美原 363-9311	堺中 228-7844 堺東 270-8101 堺西 287-8113 堺南 275-1915 堺北 290-1814 美原 258-6817 美原 362-7532
災害ごみの処理について	家庭から排出される災害ごみ（飛散ごみ及び散乱ごみ）を無料で収集及び持ち込みを受け付けます。	【収集】環境業務課 【持ち込み】東工場 臨海工場	環境業務課 228-7429 東工場 252-0815 臨海工場 282-7400	229-4454
道路上の障害物等の撤去について	災害による道路上の障害物で、通行に支障がある場合等に障害物の撤去を行います。なお、個人所有物の処分については、各自でお願いします。 （市が管理する道路に限ります。）	土木監理課	228-7416	228-3964
住家修繕の相談について （被災者向け住まいの相談専用ダイヤル）	被害を受けた住宅の所有者、入居者に対し、損壊の状況や持ち家、借家の種別に応じて復旧や再建に関する相談や情報提供を無料で行います。（FAX相談可）	大阪府	06-6944-7907	06-6210-9712
被災者向け無料電話法律相談	台風21号に関する各種法律相談に対応するため、無料相談を実施 相談時間：月曜日～土曜日 10時～13時 相談料：電話相談は無料 ※通話料は有料。	大阪府弁護士会	06・6364・2046	
飛来物の撤去作業、住宅の修繕について （有償）	一般社団法人堺建設業協会会員企業による飛散物の撤去作業、住宅の修繕（ブルーシートによる一時対応を含む）を実施します。（有償）	一般社団法人堺建設業協会	堺建設業協会のホームページをご確認いただき、会員企業に直接お問い合わせください。	
住家被害に対する見舞金の支給	災害により住家に全壊、半壊、床上浸水等の被害を受けた方に見舞金を支給します。（事業所や倉庫、居住実態のない店舗等は対象外です。） ※手続には、り災証明書が必要です。	各区役所自治推進課	堺中 228-7082 堺東 270-8154 堺西 287-8122 堺南 275-1902 堺北 290-1803 美原 258-6779 美原 363-9312	堺中 228-7844 堺東 270-8101 堺西 287-8113 堺南 275-1915 堺北 290-1814 美原 258-6874 美原 361-1817
小口更生資金の貸付	台風21号により被災し、生活維持のため当座の資金を必要とする方に、25万円以内の貸付を行います（無利子）。20歳以上で本市に引き続き3か月以上居住している方または本市の区域内に、概ね1か月以上居住することが見込まれる方などの要件があります。	各区役所生活援護課	堺中 228-7498 堺東 270-8191 堺西 287-8110 堺南 275-1911 堺北 290-1810 美原 258-6751 美原 363-9315	堺中 228-7870 堺東 270-8103 堺西 287-8117 堺南 343-5050 堺北 290-1818 美原 258-6678 美原 362-0767
中小企業者相談窓口について	被災された市内中小企業者を対象として資金繰り等に関する相談を受け付けます。	公益財団法人堺市産業振興センター金融支援課	255-8484	255-5200
市税の徴収猶予	災害により被害を受けた方など、特別な事情で納付が困難な場合は、その事情に応じて徴収の猶予制度があります。	納税課	堺・西担当 231-9771 中・南担当 231-9772 東・北・美原担当 231-9773	251-5634
市民税・府民税の減免	災害により一定以上の被害を受けた方など、特別な事情で納付が困難な場合は、その事情に応じて減免制度があります。	市民税課	堺・西担当 231-9751 中・南担当 231-9752 東・北担当 231-9753 美原担当 231-9754	251-5632



支援内容（事業名）	概要	申 請 （問い合わせ） 窓口	電話番号	FAX番号
固定資産税の減免 都市計画税の減免	災害により一定以上の被害を受けた方など、特別な事情で納付が困難な場合は、その事情に応じて減免制度があります。	固定資産税課	(土地・家屋担当) 堺担当 231-9761 中・東担当 231-9762 西・南担当 231-9763 北・美原担当 231-9764 (償却資産担当) 231-9765	251-5633
介護保険料の減免及び介護保険利用者負担額の減免	災害で住宅などに著しい被害を受けたことにより、申請により、保険料が減免、徴収猶予、利用者負担額が減免される制度があります。	各区役所地域福祉課 (介護保険係)	堺 228-7520 中 270-8195 東 287-8112 西 275-1912 南 290-1812 北 258-6651 美原 363-9316	堺 228-7870 中 270-8103 東 287-8117 西 275-1919 南 290-1818 北 258-6836 美原 362-0767
障害福祉サービス利用者負担額免除	災害で住宅などに著しい被害を受けたことにより、申請により障害福祉サービスにおける利用者負担額が免除される制度があります。	各区役所地域福祉課 (地域福祉係)	堺 228-7477 中 270-8195 東 287-8112 西 275-1918 南 290-1812 北 258-6771 美原 363-9316	堺 228-7870 中 270-8103 東 287-8117 西 275-1919 南 290-1818 北 258-6836 美原 362-0767
後期高齢者医療保険料の減免及び徴収猶予 後期高齢者医療制度一部負担金の免除	災害で住宅などに著しい被害を受けたことにより、申請により保険料が減免、徴収猶予、一部負担金が免除される制度があります。	各区役所保険年金課	堺 228-7413 中 270-8189 東 287-8108 西 275-1909 南 290-1808 北 258-6743 美原 363-9314	堺 228-7539 中 270-8171 東 287-8621 西 275-1908 南 290-1813 北 258-6894 美原 363-0020
国民健康保険料の減免及び徴収猶予 国民健康保険の一部負担金の減免及び徴収猶予	災害で住宅などに著しい被害を受けたことにより、申請により保険料が減免、徴収猶予、一部負担金が減免、徴収猶予される制度があります。	各区役所保険年金課	堺 228-7413 中 270-8189 東 287-8108 西 275-1909 南 290-1808 北 258-6743 美原 363-9314	堺 228-7539 中 270-8171 東 287-8621 西 275-1908 南 290-1813 北 258-6894 美原 363-0020
国民年金保険料の免除または納付猶予	災害で住宅などに著しい被害を受けたことにより、申請により保険料が免除または納付猶予される制度があります。	各区役所保険年金課	堺 228-7413 中 270-8189 東 287-8108 西 275-1909 南 290-1808 北 258-6743 美原 363-9314	堺 228-7539 中 270-8171 東 287-8621 西 275-1908 南 290-1813 北 258-6894 美原 363-0020
福祉医療費助成の所得の額の計算方法の特例	災害で住宅などに著しい被害を受けたことにより、申請により、福祉医療費助成の所得の額の計算方法の特例が適用される制度があります。	各区役所保険年金課	堺 228-7413 中 270-8189 東 287-8108 西 275-1909 南 290-1808 北 258-6743 美原 363-9314	堺 228-7539 中 270-8171 東 287-8621 西 275-1908 南 290-1813 北 258-6894 美原 363-0020
保育所保育料、または、認定子ども園等利用料の減免	災害で住宅などに著しい被害を受けたことにより、申請により保育所保育料または、認定子ども園等利用料が減免される制度があります。	各区役所子育て支援課	堺 222-4800 中 270-0550 東 287-8198 西 343-5020 南 290-1744 北 258-6621 美原 341-6411	堺 222-4801 中 270-8196 東 286-6500 西 343-5025 南 296-2822 北 258-6883 美原 341-0611
堺市立幼稚園保育料等免除 堺市立高等学校授業料免除	災害で住宅などに著しい被害を受けたことにより、申請により幼稚園保育料等が免除されます。また、堺市立高等学校授業料の免除等の相談に応じます。	学務課	228-7485	228-7256
就学援助	被災による経済的理由で就学困難と認められる場合、給食費・学用品費などを援助します。	学務課	228-7485	228-7256

## 大阪版みなし仮設住宅制度について

## ○大阪版みなし仮設住宅制度

- ・大阪府北部地震や西日本豪雨で被災された方への大阪府独自施策として、本制度を平成30年7月に創設。
- ・大阪府と各市町村が協定締結
- ・対象者 …罹災証明書の交付を受けた者のうち、①半壊以上 ②一部損壊のうち一定の要件を満たすもの（※要件については内部で検討中）
- ・対象住宅…大阪府営住宅、大阪府住宅供給公社賃貸住宅 等
- ・契約期間…1年以内

## ○費用負担

- ・入居者は原則負担なし（光熱水費等除く）

## ○今後のスケジュール

- ・大阪府と協定を締結後、速やかに募集を開始予定。

## ■応援ボランティアセンターの開設について

## 1 実施主体

社会福祉法人堺市社会福祉協議会

## 2 開設期間（予定）

平成30年9月14日（金）～平成30年9月24日（月・祝）

## 3 対象

堺市内の高齢者のみの世帯、障害がある方がおられる世帯等で、ご自身達だけで家財等の片付けが困難な方

## 4 支援の内容

台風により被害を受けた家屋内または敷地内の片付けなど

※屋根のブルーシート張りや特別な工具等を使う作業など、ボランティアで対応できないと判断される場合については支援できません。

## 5 相談窓口

平日はお住いの区の下記社会福祉協議会区事務所、土日祝は同協議会事務局が相談窓口となります。

## ○平日 9時～17時30分

堺区事務所 TEL：072-226-2987 FAX：072-226-1952

中区事務所 TEL：072-270-4066 FAX：072-270-4088

東区事務所 TEL：072-287-0004 FAX：072-287-0444

西区事務所 TEL：072-275-0255 FAX：072-275-0266

南区事務所 TEL：072-295-8250 FAX：072-295-8260

北区事務所 TEL：072-258-4700 FAX：072-258-4770

美原区事務所 TEL：072-369-2040 FAX：072-369-2060

## ○土日祝 9時～17時30分

堺市社会福祉協議会事務局（堺市総合福祉会館内）

TEL：072-232-5420 FAX：072-221-7409